

令和3年度

第2回庄原市農業委員会総会 会議録

日時 令和3年5月6日(木) 午後1時30分～午後2時59分

場所 庄原市ふれあいセンター

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第2号 農用地利用集積計画(6月1日公告)の決定について

議案第3号 農地法第4条の規定による許可申請について

議案第4号 農地法第5条の規定による許可申請について

議案第5号 非農地証明申請について

備考

庄原市農業委員会

各委員の出欠状況

席番	氏名	出席	欠席	席番	氏名	出席	欠席
2	植木 登夫	○		13	明賀 美伸	○	
3	原田 實夫	○		14	藤原 富雄		○
4	堀江 唯雄	○		15	柳生 卓三		○
5	木村 英宗	○		16	高坂 勝博	○	
6	三吉 和宏	○		17	金本 篤子	○	
7	増谷 克則	○		18	前田 憲二	○	
8	財間 敏行	○		19	道下 和子	○	
9	森兼 貢	○		20	島津 秀樹		○
10	前田 耕廣	○		21	天根 公昭	○	
11	宮崎 讓	○		22	青才 弘江	○	
12	竹森 達	○		23	松長 百合子	○	
				24	名越 光紀	○	

農地利用最適化推進委員の出席状況

事務局出欠状況

役職	氏名	出席	欠席	役職	氏名	出席	欠席
(本庁)				(口和出張所)			
事務局長	黒木 和彦	○		出張所長	麻尾 浩祥		○
係長	中村 征巳	○		主任	小田 正儀	○	
主任	森戸 活美	○		(高野出張所)			
主事	辻田 成美	○		出張所長	石原 豊年		○
(西城出張所)				主任	藤原 直人	○	
出張所長	山口 博昭		○	(比和出張所)			
主任	細川 美加	○		出張所長	小田 雅平		○
				主任	桑原 惣	○	
(東城主張所)				(総領出張所)			
出張所長	中島 智治		○	出張所長	佐々木 敏也		○
主事	宮永 竣介	○		主事	荻原 綾乃		○

<p>事務局長</p>	<p>ただ今より、令和3年度第2回庄原市農業委員会総会を開催いたします。(午後1時30分)</p> <p>本日は14番藤原委員、15番柳生委員、20番の島津委員から欠席の届け出がありましたので報告いたします。</p> <p>それでは、道下会長より開会のご挨拶をいただき、引き続き庄原市農業委員会会議規則第6条の規定により、議長を務めていただきます。</p>
<p>議長</p>	<p>それでは、会議を開会いたします。</p> <p>ただ今の出席委員は20名です。よって、本総会は成立していることをご報告いたします。</p>
<p>議長</p>	<p>続きまして本日の議事録署名者を指名させていただきます。24番名越委員さん、2番植木委員さん、よろしくお願いいたします。</p>
<p>議長</p>	<p>それではまず、議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」を上程いたします。</p> <p>受付番号1から8の8件について、事務局から説明をお願いします。</p>
<p>事務局員 (本庁)</p>	<p>事前に送付した議案に変更がありました。</p> <p>議案第2号に予定されていた「農用地利用配分計画原案」について今回は農業振興課から提出がありませんでしたので議題から削除しております。</p>
<p>事務局員 (本庁)</p>	<p>(議案説明資料にて、権利を設定、または移転しようとする事由、権利を取得しようとする者の世帯員の農業従事状況並びに農機具等の保有状況を説明 以下 略)</p>
<p>議長</p>	<p>以上で説明が終わりました。</p> <p>ここでご質疑・ご意見等受け付けます。何かございますか。</p> <p>(なしという声)</p>
<p>議長</p>	<p>それでは、ないようですので採決に移らせていただきます。</p> <p>採決の前に、農業委員会等に関する法律により議事参与の制限を受けることとなる、6番三吉委員は、ご退席をお願いします。</p>
<p>議長</p>	<p>「農地法第3条の規定による許可申請について」受付番号1から8の8件を一括で採決したいと思います。これにご異議はございませんか。</p>

	(なしという声)
議長	<p>それでは、受付番号 1 から 8 の 8 件について申請の通り許可することに賛成の委員の挙手を求めます。</p> <p>挙手全員、決定されました。</p>
議長	<p>ご退席の委員は、席へお戻りください。</p>
議長	<p>続きまして、議案第 2 号「農用地利用集積計画(6 月 1 日公告)の決定について」を上程いたします。事務局から説明をお願いします。</p>
事務局員 (本庁)	<p>(説明 以下 概略)</p> <p>農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定に基づく農用地利用集積計画書の令和 3 年 4 月期の申し込み分については、別冊「令和 3 年 6 月 1 日公告 利用権設定内訳」のとおりです。</p> <p>今回は利用権設定一般分と、一般分の中の移転にかかるものになっております。</p> <p>利用権設定一般分につきましては合計 39 件、契約面積 180,123.91 m²で、移転分につきましては合計 7 件、契約面積が 26,861 m²となっております。</p>
事務局員 (本庁)	<p>(内訳を読み上げる。以下略)</p> <p>以上の農用地利用集積計画はこの農業委員会の承認後、本市農業振興課での公告・縦覧を経て正式に契約成立となります。</p>
議長	<p>説明が終わりました。しばらく資料にお目通しください。</p> <p>ここでご質疑・ご意見等を受け付けます。何かございますか。</p>
	(なしという声)
議長	<p>それでは、ないようですので採決に移らせていただきます。</p> <p>「農用地利用集積計画の決定について」提案のとおり決定することに賛成の委員の挙手を求めます。</p> <p>挙手全員、決定されました。</p>
議長	<p>続きまして、議案第 3 号「農地法第 4 条の規定による許可申請について」を上程いたします。</p> <p>受付番号 1 について事務局からの説明を求めます。</p>

事務局員 (東城出張所)	<p>(説明 以下 概要)</p> <p>受付番号 1</p> <p>位置等：説明資料の 4・5 ページに記載</p> <p>転用事由：墓地</p> <p>資金計画：全額自己資金</p> <p>他 法 令：墓地経営許可申請手続き中</p> <p>周辺影響：影響ないと確認</p> <p>除外手続：除外済み</p>
議長	<p>以上で説明が終わりました。ここでご質疑・ご意見等受け付けます。何かございますか。</p> <p>(なしという声)</p>
議長	<p>ないようですので採決に移らせていただきます。</p> <p>それでは受付番号 1 について申請のとおり許可することに賛成の委員の挙手を求めます。</p> <p>挙手全員、決定されました。</p>
議長	<p>それでは続きまして、議案第 4 号「農地法第 5 条の規定による許可申請について」を上程いたします。</p> <p>受付番号 1 から 6 の 6 件について事務局からの説明を求めます。</p>
事務局員 (東城出張所)	<p>(説明 以下 概要)</p> <p>受付番号 1</p> <p>位置等：説明資料の 4・6 ページに記載</p> <p>転用事由：一般住宅</p> <p>資金計画：全額自己資金</p> <p>他 法 令：特になし</p> <p>周辺影響：影響ないと確認</p> <p>除外手続：R3.3 に除外済み</p> <p>受付番号 2</p> <p>位置等：説明資料の 4・7 ページに記載</p> <p>転用事由：太陽光発電設備</p> <p>資金計画：全額自己資金</p> <p>他 法 令：再生可能エネルギー発電事業計画認定済み</p>

<p>事務局員 (口和出張所)</p> <p>議長</p>	<p>周辺影響：影響ないと確認 除外手続：区域外</p> <p>受付番号 3 位置等：説明資料の 4・13 ページに記載 転用事由：太陽光発電設備 資金計画：全額自己資金 他法令：再生可能エネルギー発電事業計画認定済み 周辺影響：影響ないと確認 除外手続：区域外</p> <p>受付番号 4 位置等：説明資料の 4・16 ページに記載 転用事由：太陽光発電設備 資金計画：全額自己資金 他法令：再生可能エネルギー発電事業計画認定済み 周辺影響：影響ないと確認 除外手続：R3.3 に除外済み</p> <p>受付番号 5 位置等：説明資料の 4・23 ページに記載 転用事由：住宅、駐車場、物干し場、ゴルフ練習場 資金計画：全額借入資金 他法令：特になし 周辺影響：影響ないと確認 除外手続：区域外</p> <p>受付番号 6 位置等：説明資料の 24・25 ページに記載 転用事由：太陽光発電設備 資金計画：全額自己資金 他法令：再生可能エネルギー発電事業計画認定済み 周辺影響：影響ないと確認 除外手続：除外済み</p> <p>以上で説明が終わりました。ここでご質疑・ご意見等受け付けます。何かございますか。</p>
-----------------------------------	---

6 番三吉委員	<p>受付番号 4 について、説明では地上権の設定と聞いたが、議案には所有権移転(売買)になっている。</p> <p>土地の売買なのか地上権の権利設定なのか、どちらが正しいか。</p> <p>また、説明資料に載っている「再生可能エネルギー発電事業計画の認定について」の「設備の所在地」の欄に他 17 筆とあるが、539 番の地番が該当しているという書類は出ているのか。</p> <p>最後に、パネル数と認定出力は計画全体の数字だと思うが、539 番の数字が分かるのであれば口頭でもいいので教えてほしい。</p>
事務局員 (東城出張所)	<p>議案に書いている所有権移転(売買)が誤りで、正しくは地上権設定です。</p> <p>他 17 筆の明細について書類は出ておりますが、今手元にないので確認の後に報告いたします。</p>
5 番木村委員	<p>先ほどの話と内容は重なるが受付番号 4 について、パネル数と認定出力はこの 1 筆のものではなく、計画全体の数字と捉えていいか。</p>
事務局員 (東城出張所)	<p>計画全体の計 18 筆での数字です。</p>
議長	<p>受付番号 1 について、申請地の周りの田について、現状はどうなっているのか。</p>
事務局員 (東城出張所)	<p>2734 番 1 については耕作されています。</p> <p>家の建つところは昭和 61 年頃から元々牛舎が建っており、今は農機具小屋として使っているようです。その小屋を崩して新しく家を建てるという申請になっております。</p> <p>実際土地の耕作しているところを転用するわけではなく、ある程度土地が固まった場所に家を建て直すというものなので、耕作状況の変化はありません。</p>
議長	<p>他にございませんか。</p>
議長	<p>(なしという声)</p>
議長	<p>ないようですので採決に移らせていただきます。</p> <p>「農地法第 5 条の規定による許可申請について」受付番号 1 から 6 の 6 件を一括で採決したいと思います。</p> <p>これにご異議はございませんか。</p>

議長	<p>(なしという声)</p> <p>それでは受付番号 1 から 6 の 6 件について申請のとおり許可することに賛成の委員の挙手を求めます。</p> <p>挙手全員、決定されました。</p>
議長	<p>続きまして、議案第 5 号「非農地証明申請について」を上程いたします。受付番号 1 から 4 の 4 件について、事務局からの説明を求めます。</p>
事務局員 (西城出張所)	<p>(説明 以下 概要)</p> <p>受付番号 1</p> <p>位置等：説明資料 31・32 ページに記載</p> <p>潰廃事由：昭和 48 年頃水不足により耕作を放棄し、植林を行い、現在は山林として利用している。</p> <p>現地確認：現地は山林となっており、農地として復旧するのは困難で非農地と確認。</p> <p>受付番号 2</p> <p>位置等：説明資料 31・33 ページに記載</p> <p>潰廃事由：平成 22 年に耕作放棄をし、雑種地となっている。</p> <p>現地確認：現地は雑種地になっており、農地として復旧するのは困難で非農地と確認。</p> <p>その他：質問を受け、雑種地→原野に訂正</p>
事務局員 (比和出張所)	<p>受付番号 3</p> <p>位置等：説明資料 34・35 ページに記載</p> <p>潰廃事由：平成 18 年頃から荒廃し、現在は原野化している。(215 番・217 番・219 番)</p> <p>昭和 55 年頃から荒廃し、現在は山林化している。(220 番)</p> <p>現地確認：現地はそれぞれ原野化、山林化しており、農地として復旧するのは困難で非農地と確認。</p> <p>受付番号 4</p> <p>位置等：説明資料 5・19 ページに記載</p> <p>潰廃事由：平成元年頃から荒廃し、現在は原野化している。</p> <p>現地確認：現地は原野化しており、今後農地として利用するのは困難で非農地と確認。</p>
議長	<p>以上で説明が終わりました。皆様の方から何かご意見・ご質疑はございませんか。</p>

6 番三吉委員	受付番号2について、現況が雑種地ということだが、詳しい現況を教えてください。 なぜ農地への復旧が難しいのか、その辺りの説明を教えてください。
事務局員 (西城出張所)	現地調査での現状は木も生えておりましたし、草も沢山生えておりました。
11 番宮崎委員	ほとんど山林化している土地だった。
6 番三吉委員	そのような状況であるならば現況は雑種地ではなく原野にすればいいのではないか。
2 番植木委員	原野に訂正するという事で合っているか。
事務局長	事務局の方で、現場の状況に応じた現況地目の表記が曖昧になっているようです。 今の話の中で原野としての現況が適切だと思われますので、訂正をお願いします。
議長	他にございませんか。 (なしという声)
議長	ないようですので採決に移らせていただきます。 「非農地証明申請について」受付番号1から4の4件を一括で採決をしたいと思いますが、これにご異議はございませんか。 (なしという声)
議長	それでは、受付番号1から4の4件について申請の通り証明することに賛成の委員の挙手を求めます。 挙手全員、決定されました。
議長	以上をもちまして本日上程いたしました議案の審議をすべて終了いたします。
議長	続いて、会長報告です。 ・6日大崎上島へ出張 ・9日三次市の現地確認へ同行 ・21日新規就農者の審査会 ・27日JA庄原へ農業新聞の件で訪問

	<p>について報告を行った。</p>
<p>議長</p>	<p>引き続き「その他」について事務局の説明を求めます。</p>
<p>事務局員 (本庁)</p>	<p>(その他事項について資料にて説明)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 農業委員・農地利用最適化推進委員の補職に伴う公募について ・ 第1回役員会の内容 ・ 年間計画 ・ 農業者年金への加入促進 ・ 全国農業新聞の振替手続きについて ・ 今後の日程 ・ 全国農業図書 <p>について報告を行った。</p>
<p>議長</p>	<p>年間計画について、事務局がご意見をお伺いしたうえで決定したいとのことなので、何かありましたらお願いします。</p>
<p>6番三吉委員</p>	<p>女性委員のトマト苗の配布について決まっているのであれば表の中に入れていいのではありませんか。</p>
<p>議長</p>	<p>皆様、入れてよろしいでしょうか。</p> <p>(はいという声)</p>
<p>議長</p>	<p>それではトマト苗の配布を6月中旬～下旬のところに追加をお願いします。</p>
<p>議長</p>	<p>それでは、今の追加を加えたもので決定してよろしいでしょうか。</p> <p>(はいという声)</p>
<p>議長</p>	<p>青才委員さんからトマト苗の配布について、報告をお願いします。</p>
<p>22番青才委員</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ トマト苗の配布の詳しい内容(数や予算) ・ 教育委員会との協議 <p>について報告を行った。</p>

議長	皆様から他に何かございますか。
4 番堀江委員 (広報委員長)	・全国農業新聞特別賞の受賞 ・「恵みの大地」春号の発行 報告を行った。
議長	以上で本日の日程をすべて終了しました。 これをもって、第2回農業委員会総会を閉会といたします。(午後2時59分)

以上、会議の顛末を記載し、その相違ない旨を証するため、ここに署名する。

令和3年5月6日

議長
(道下 和子) _____

24 番委員
(名越 光紀) _____

2 番委員
(植木 登夫) _____